

故障の際共倒れとなるので、電力線に無線電話の理論を應用し、強い電氣の通つて居る此電線を、電話線として用ひやうといふ奇抜な考も出てきましたが、其試験の結果は大變良好の様です、然しまだ一般の使用にたへる程にはなりません。斯の様な附屬物を備へた送電線が受電端の變電所へ來れば、電壓が約一割位下降して居ります。此處に到着した電氣は發電所の方で行ふたと反對に、遞降變壓器でて三千三百ヴォルトとか、一萬一千ヴォルトとかに下げられて、市内に配電せられるのです。發電所から變電所に至る電線路を送電線と云ひ、受用端の變電所から需用者の方へ行く線路を配電線路と呼びます。

町端れから需要家まで(配電線路) 町端れの變電所から需要家に至る配電線路は、變電所で弱められた電氣を小賣にする電線路でありますから、従つて規模も小さく距離も近く、勿論電力も少いから

電壓も低いのが普通です。都會に引き入れる架空電線路の電壓には特別の規定があり、架空線では三・五〇〇、ヴォルトを超過することができぬから、夫れ以上の電壓を採用したければ、どうしても地中線を使はなければならぬのです。地中線では二萬ヴォルト以上は中々絶縁が困難ですから實用にならない様です。

架空配電線は蜘蛛の巣のやうに市中に布設されてをる強電流電氣の電線路であります。之には殆んど皆木柱を用ゐておりますが、此に取り付けてある腕木には着色したものがあゝる、赤色は高壓即ち三千五百ヴォルト以下の電氣の通じてゐる記標で、青色は晝間送電してゐることを示してゐます。電柱に黒い相當大きな鐵函が載せてゐるのは柱上變壓器で、此處迄高壓で來た電氣は需要の目的に適合するやうに、之でもう一層弱められて低壓電氣として引込線によつて

家々に導かるゝのです。

市内でも落雷があるから、トンボ線を附けて大地に接続してあるし、又柱には頂上から柱の底まで八番鐵線を引いて避雷針として居ります。勿論變電所には配電線用として一通りのものは送電線の時と等しく備へてあります。又架空線の代りに地中電纜を用ひることがありまして、地中線には色々あつて電氣が漏洩しない様に紙や布或はゴムで充分絶縁したものを耐水性のもので包み、其の外に鋼鐵帶を捲き付けたものがある。此は地中を掘つて直ちに埋設しても外から害せられることが少いが鋼鐵外帶を施さないもの、又はしてあつても充分安全を期するためには此を土樋其の中を通すことが必要です。之は架空線に較ぶれば大變高價なものだが、然し市街の美觀を害したり暴風雨のために切斷されることはない、唯接続が大

變困難なので、故障と云へば多く此處が原因となるものです。斯様にして電氣は電燈なり、或は小さい電動機なり、或は扇風機なりに入つて始めて實際の使用に供されるのであります。随分色々の設備を通るのですが、發電所から需用家まで電氣は一瞬の間隔を置かずに到達します。然し發電所を出た電氣は送電線で約一割損失し、配電所で又一割前後の損失を生ずるものであるから、目的の處に入るまでには大分其の分量は減じてゐるのです。

電燈の構造 電燈は一口で申せば、唯硝子球の中に炭素の織條或はタングステンの織條を封入し、其の中の空氣を充分抜いたもので、之に電氣を通すれば織條が灼熱されて光を發するのであります。然し之には色々の種類があつて、硝子球の形にも茄子型のもあれば、球状のもある。出す光の色も赤色のもあるし、白色のもあり

ます。從來多く用ひて居りましたカーボン、ランプと申しますのは、球内に炭素の織條で一つか二つ環を作つたのを入れてあるので光の色も赤いのですが、此は価格は安いが電力を消費する割には光輝がないので、次第に用ひられぬやうになりました、けれ共光りの代りに熱を出すには恰好なものです。金屬織條を用ひたもの、中にはタングステン、タンタラム其の他のものがありますが、之等は現今最も多く用ひられて居りますので別に説明するまでもありません。同じ燭力とすると消費電力はカーボン、ランプの半分約四割位で足りるし、光も白色ですから氣持よく感じます。唯値段が少し高くなりますが、今の價格としてはさう高いと申す程でもありません。

近頃大電球の中へ窒素を入れたり、小型電球にアルゴンを入れたりした特種の電球が市場に出て居ります、ニトラ、ランプとか申し

ますのは此の種の電球です。大變電力は節約されるさうですが小燭光のものは如何でせうか。

此の外、球を青色としたデーライト（晝光）電球等もあります。今普通一般に用ひて居る十六燭光のタングステン電球に就いて申しますと、一キロワット時の電力で之が一個四十五時間點することが出來ます。二十四燭光だと三十五時間、三十二燭光だと二十五時間あります。

又電球の壽命はと申しますと、時に存外早く纖維の切斷するものがあります。普通なら千二百時間位にもなると餘程暗くなるので切斷しないでも供給者は取替へて呉れることになつて居ります。之によりまして電球を必要な時だけ點して、不必要な時に消して置くことは、前にも申しました通りに電力の浪費を防ぐのみでなく、電

球の損耗をも遞減する事が出来るので、我々電氣使用者は此の點には餘程留意せなければなりません。現今でも從量制に依る需要家では此の點は行き届いて居る様ですが、定額需要者では夏の暑い日中座敷の真中で電燈の點いて居るのに平氣で居たり、市街至る所に日中街燈の點つて居るなど、あまり體裁の良いものではありません。電燈には此外孤光燈・水銀燈其の他澤山ありますが、あまりに使用されて居ないので説明を略します。

電車 電車は扇風機と同じく電動機の應用でありまして、東京市の電車の如く二本の架空線から電氣を車内に導きます型式のものもありますが、市外電車のやうに架空線が一本しかないものもあります。二本の場合には一本から電車に入つて參りました電氣は、車體床下の電動機を廻しまして他の一本を通つて歸るのでありますが、唯一本

の時には、架空線から來ました電氣は車輪から軌條を通つて歸ります。此は電線の費用も少なく簡單でよいが、地中に電話用電纜・水道鐵管杯が埋設してあると之を腐蝕し、時には瓦斯鐵管に傳はりまして發火させたことさへありますから、市街地は特別の設備をしないと許可されないことになつて居ります。扇風機の廻轉を加減しますには普通扇風機臺の所に出て居る取手で致しますが、電車では運轉手の左手の所にあるコントローラー(制御器)が之に相當したものであります。電車を停止させるには、市内電車では多く其の右手にある働の齒止めを使ひますが、郊外電車では壓縮空氣で齒止めを働かせるが普通です。郊外電車が停車して居ります時に、床下でゴトゴトと騒々しい音を立てて居りますのは此の壓縮空氣を作つて居るのです。電車は日本では直流電氣を使つて居りまして、電壓は普通六百

ヴォルトであります。但し鐵道院の京濱間の線には例外で、之は千二百ヴォルトを使用して居ります。電車には色々ありまして、市街電車・大都市連絡電車・或は登山電車等の名もあります。一樣には申せませんが、一キロワット時の電力で平均一哩走れると見て大差はないのであります。汽車の電燈は昔は蓄電車を連絡して點燈して居たのですが、今では各車毎に發電機と蓄電池が備付けてあります。列車が疾走して居る時には、車軸から調帶で廻はされて居る發電機で點火し、同時に餘力を蓄電して、停車中或は低速度の間は、蓄電池が發電機に代つて電氣を送ります。

自動車は現在はガソリン機關を備へて走つて居るのですが、此にも電氣は澤山應用されて居ります。燈用にも又機關の着火装置にも電氣を用いますが、機關の始動の時、人手でガソリン機關を廻す代

りに、小電動機で行ふ様になつて居るものもあります。此の電動機は一寸風變りのもので、運轉中には蓄電池を充電したり、豆電燈を點じたりする發電機となるのですが、始動の時には始動機として大變な力を出す様に出來て居ります。此の外、近頃市中を走つてゐるのを弗々見受けるやうになりました電氣自動車の如きは、蓄電池と電動機の應用の例であります。唯之は毎日の蓄電に大變手間取るのみか手入れも面倒で、其の上蓄電池の重量が非常に重く價格も安くないために、臭氣も發せず、運轉も容易で且つ乗り心地も良いといふ長所があるに拘らず、まだ充分發達しないのであります。

船舶に用ひます電氣は、從來主に電燈に用ひられたもの丈で、他は補助機用として幾分使用されて居るものもありましたが、近頃電動船の出現するに及びまして、大々的に使用される様になりました。

殊に潜水艇では、電氣推進装置は缺く可からざるものであります。從來は機關を推進機に直結して運航して居たのですが、電動船では高速度高能率の蒸汽タービンで發電機を運轉しまして、プロペラには大型の電動機を直結し、今迄は非常に太い軸を使つてをつたのを止めて、電氣で電力を使用場所に持つていつて舟を動かさうといふ仕組で、大變能率がよいのみでなく、速度の變化の如きも自由で且つ經濟的なのだから、今後は此の方面の發達も目覺ましいものでせう。

電氣に関する注意 電氣は無色・無臭・無味ですから、之に接觸せずして其の存否を検する事は出來ないのみか、其の取扱ひ方に依りては甚だ危險が起り易いものであるから、一應注意すべき事を參考のため記して置きませう。

電柱や電線にはなるべく近付かないがよいが、殊に暴風雨・雪・雷

鳴の際には電燈線にも電話線にも遠ざかるがよい。電柱の腕木や碍子が赤色にしてあるのは高圧電線路である記しで、注意と云ふ標札の掲げてあるものは特別高圧線路であるから、特に注意して危険を受けないやうにしなければなりません。斯様な具合のものだから、假令火事が起つたとき狼狽して及物で電線を切つたり、電柱を倒す様な事をする、却つて高圧電氣のため意外の危険に遭ふことがあります。電線が切斷して垂下して居るのに、妄りに觸てはいけません。萬一己むを得ないで外に移す必要があるなら、先づ充分乾燥した布で厚く手を包み、なるべく長い竹木を以て押しやるがよいので、さうでないとは電撃を受くる事があります。屋内電線は組編絲とか護謨とかで被覆してあるのですが、之が毀損すると感電漏電がないとも限りませんから注意しなければなりません。電球を移動して釘に懸

けたり、瓦斯・水道管等に接近せしめる事は漏洩を惹き起す虞があります。

電燈はなるべく移動しない方がよいが、若し止むを得ない時でも不潔な手或は濡れ手で行つては可けません。

點滅を必要とする時も同様で、電線器具類には觸らぬ様にして點滅栓を捻る丈にしなければならぬ。若し電燈器具より火花が出るとか、或は其の他の異状を認めた場合には、引込口・開閉器に附いてをる麻繩を引いて、之を開いておいて會社に通知する。又感電して氣絶したものがあつた時、もし電線に猶觸れてをる場合には、先づ自分が感電しない様に用意して、電線を竹か木の様な物で離すやうにする、而して少なくとも醫師の來る迄は、假令蘇生の見込みがなくとも人口呼吸法を施すがよいのです。

此様の場合に限らず一切の事故の處分も設備の變更も自分勝手に
行つてはならない、必ず會社に申し出られて専門家の意見に従ふが
安全第一です。

五 發電水力の調査

目的 自然に存在する力の源泉は太陽熱・地熱・風力・水力・石炭・
石油等でありますが、今日の科學の進歩に於て、最も其の開發に力
を致さなければならぬと考えられますのは水力です。水力の内にも
流水の力の外に海水の力などが利用せられるのですが、今日の經濟
的に利用せられて居るものは主として流水の力であります。右に述
べました自然力の内、石炭と石油とは今日盛んに利用せられて居ま
すが、其の埋藏量には限りがありまして、或期間採掘又は湧出を續け

れば其の壽命は盡きるものです。然も石炭と石油とは艦船用の燃料
とか工業用の原料として必要缺くべからざるものでありますから、
是を可成多く保存する事は國家經濟上甚だ重要な事であります。現
に歐米各國の様に石炭埋藏量の豊富な國でも其の節約に努めて居る
次第で、我國の様に比較的埋藏量少なく、且有事の際輸入の途を海
上に取りかねばならぬ國柄に於ては一層痛切に其の必要を感するので
す。而して水力一理論馬力に依つて一年間に電氣を起す力は、石炭の
凡そ五噸乃至七噸に匹敵して居ますから、是を平均六噸としまして
も、我國に於て現に使用して居る水力の百萬馬力は、年々六百萬噸の
石炭を節約しつゝあるものと云ふ事が出来るのです。尙今日調査濟
になつて居る未使用の水力五百萬馬力は三千萬噸以上の石炭に匹敵
し、従つて今日我國は此の莫大なる石炭を年々空しく海洋に放流し

つゝあるものと云はれます。最近一年間に於ける我國の石炭採掘量は二千萬餘噸であつて、其の内各般の工業に使用せられて居るものは約一千萬噸ですから、我未使用水力を全部開發利用しますれば、之に依つて優に今日及將來に於ける工業用全動力を供給するに足るものであります。尙水力に依る發電は、火力發電に比し其の生産費も販賣價格も廉い事は前既に述べましたが、此の價格の低下は一般工業の發達を促し、小工業の廢滅を防ぎ、又都市常務者の市外居住を可能にし、更に工業能率の増進に依つて勞務者の收得を大きくしますから、社會問題解決の一助ともなるのです。殊に鐵道の電氣化、空中窒素の固定に依る人造肥料の製造、火藥製造原料たる硝酸の製造及電氣製鐵事業などは國民生活上又は軍事上頗る重大な問題ですが、此等は皆最も低廉な電氣を豊富に利用しなければならぬの

で、水力の利用に依る外到底解決の出来ないものです。如斯貴重な水力を自然の放流に委せて置く事は國家經濟上甚だ不利益で、其の利用開發の途を講ずるのは刻下の急務とする所です。遞信省の水力調査も是等の事項を考慮し、水力の開發に信據すべき確實なる資料を提供せんとするに外ならないのであります。

我國に於ける發電水力 我國は雨量に富んで居まして、河川の水量は豊富に、又山嶽は國土の中背を貫き、其の傾斜は甚だ急であるから、有利に落差の取れる地點が多いので、水力の利用上頗る便利であります。大正八年八月末の調査に依れば、全國の水力總地點數は二千八百餘地點で、此の總馬力數は約六百萬馬力に當つて居ます。其の内發電を開始して居るもの五百三十地點、此の馬力數、百萬馬力で、發電未開始の水力は五百萬馬力ある事になつて居ます。

是を地方別に見ますれば長野縣の七十萬馬力を最多とし、福島縣の五十三萬馬力、岐阜縣の四十八萬馬力之に次ぎ、群馬・新潟及北海道は各三十萬馬力以上を有し、山梨・静岡・富山の三縣は各二十萬馬力以上の水力を有つて居ます。

以上の水力は主として湧水量を標準として調査したものです、湧水量とは前にも述べた如く、一年を通じて之より下らない程度の流量を云ふものであつて、河川の全流量から見ますれば其の小部分に過ぎないので、若し是を一年を通じ百八十日之より下らない、所謂平水量を標準として調査しますれば、全國を通し一千萬馬力以上の水力は得られる事と思はれます。尙調査未了の河川や、從來閉却されて居た下流地方の低落差の地點を求めたならば、其の水力も相當にある事と思はれるのです。

調査の組織 發電水力は、落差と水量との相乗積に依つて定まるものですから、發電所の建設に當つては地形と流量を調査する必要があり、而して落差は一度測れば殆んど永久に動かないけれども、河川の流水は四時變化しますから、數年間調査を續けて其の流量變化の状態を明かにする必要があります。遞信省に於ては明治四十三年から大正二年迄全國の河川に亘り水力の調査を行ひ、其の結果を蒐集して發電水力調査書を刊行し、又地形圖や流量圖表類の原本を備へ、希望者には其の副本を交付する等、水力事業の發達を促進して居られますが、其の當時は主として湧水量を標準として調査したものですから、最近工業の發達と共に平水量の調査を必要とするに至つたに就て、今度は大正七年度から十一年度に至る五ヶ年度の繼續事業として、更に全國に亘り調査の作業を開始し、目下着々其

の歩を進めて居られます。本事業に要する總經費は八十三萬圓で、遞信省の電氣局に水力課を置いて事業を統轄し、全國を六區に分ち札幌・仙臺・東京・名古屋・大阪・熊本の各遞信局に水力課を置いて調査の事務を分掌し、各遞信局の管下に二十二の測量班を配置して調査の作業に従事させて居ます。調査作業の主眼とする所は經濟的に使用し得る水力地點を精査し、其の利用し得る落差と平水量とを調査するにあるのですが、水力地點としては湧水量を標準として、有利に凡そ一千馬力以上を得られるものと認められる六百餘地點を選定する豫定であるそうです。而して水量の變化を測定するに便利な地點約三百二十ヶ所を選んで測水所を置き、其の附近に量水標を建設し、觀測者を置いて毎日水位の觀測をさせ、測量班から時々出張して流速を測り、水位と流量との關係を明らかにして、實際の流量

を査定するの資料を集めつゝあるのです。尙雨量や氣象と流量との關係を明らかにする爲百六十ヶ所の觀測所を置き、測候所の觀測所に於ける觀測の結果と併せて其の資料に供して居ます。測量班や觀測所に於て實測した資料は是を遞信局で取纏め、更に本省で整理して永久に保管せられる筈です。(完)

附錄

(甲) 電氣事業、電氣事業法準用事業及自家用電氣工作物

ニ關スル書類一覽表

（本表中「法」ハ電氣事業法、「施行規則」ハ電氣事業法施行規則、「自家用規則」ハ自家用電氣工作物施設規則ノ略稱）

書類ノ名稱	提出先	參照法規
1. 電氣事業經營許可申請書	正本ヲ遞信大臣へ、副本ヲ地方長官及遞信局長へ	法第三條 施行規則第一條乃至第五條
2. 會社成立届	同	施行規則第十條ノ三、第十一條、第六十六條第一號
3. 取締役 監査役 氏改選 氏名變更 氏任任 届	同	施行規則第六十六條第二號
4. 代表社員 氏變更 氏名變更 氏定定 届	同	同
5. 營業所 事務所 廢變設 止更置 届	同	施行規則第六十六條第三號

備考 施行規則第十二條、第十八條、第十九條ノ認可ヲ申請スル場合ニ於テ電氣工 作物規程ニ依リ逓信大臣又ハ逓信局長ノ認可ヲ受クベキ事項アルトキハ其ノ 認可申請書ニ明記シ別ニ本申請書ヲ提出セザルモノトス	二十三條第三項、第二百二十 四條第一項、第二百二十六條、 附則第三項、第四項
備考 施行規則第十二條第三項但書、第十九條ノ認可ヲ申請スル場合ニ於テ電氣工 作物規程ニ依リ逓信局長ノ認可ヲ取クベキ事項アルトキハ其ノ認可申請書ニ 明記シ別ニ本申請書ヲ提出セザルモノトス	電氣工作物規程本則 第二十三條第一項但書、第 三十一條第一項但書、第三 十四條第一項但書、第三十 六條但書、第三十七條第一 號但書、第八十條第一項但 書、第八十一條第三項、第 百十五條但書、第十七條 但書、附則第三項、第四項
11. 土地立入許可申請書	市區ノ場合ハ地方長官ハ 其ノ他ノ場合ハ郡長、支 廳長、又ハ島司ハ
法第七條第一項 施行規則第二十三條、第二 十四條	

12. 竹木〔伐採〕許可申請書	同	法第八條第一項 施行規則第二十三條、第二 十六條第一項、第二項
13. 竹木〔移植〕〔豫告知書〕	竹木所有者ハ	法第八條第一項 施行規則第二十六條第三項 第二十七條第二項
14. 竹木〔移植〕〔届〕	市區ノ場合ハ地方長官ハ 其ノ他ノ場合ハ郡長、支 廳長、又ハ島司ハ	法第八條第二項 施行規則第二十三條、第二 十七條
15. 私有土地使用許可申請書	地方長官ハ	法第十條第二項 施行規則第二十九條
16. (甲) 公共用土地使用許可申 請書	土地管理者ハ	法第九條第一項 明治四十四年九月逓信省令 第二十九號第一條
16. (乙) 同	地方長官經由 内務大臣及逓信大臣ハ	法第九條第二項 明治四十四年九月逓信省令 第二十九號第二條
17. 土地使用料決定申請書	同	同
18. 土地使用豫告書	土地所有者及占有者ハ	法第十條第二項 施行規則第三十條

19. 補償金額裁定申請書(正副)	土地立入、立木伐採又ハ移植、土地使用等ヲ處理スベキ行政官廳(11 12 13 14 15 參照)	法第十二條 施行規則第三十四條
20. 他人ニ屬スル地中電氣工作物位置變更許可申請書	逓信局長經由 逓信大臣へ	法第十三條 施行規則第三十六條第一項第二項
21. 他人ニ屬スル地中電氣工作物位置變更受許可通知書	當該地中電氣工作物施設者へ	施行規則第三十六條第三項
22. 電氣事業法第十六條(正)ニ依ル裁定申請書(副)	逓信局長經由 逓信大臣へ	施行規則第三十七條
23. 電氣供給規程届 備考 事業開始ヨリニケ月前ニ届出ヲ要ス	正本ヲ逓信大臣へ 副本ヲ地方長官及逓信局長へ	施行規則第五十五條 電氣供給規程届出規則第一條、第二條、第七條
24. 電氣供給規程變更届 備考 實施期日ヨリニケ月前ニ届出ヲ要ス	同	施行規則第五十五條 電氣供給規程届出規則第一條、第五條、第六條、第七條

25. (甲) 工事着手届 備考 逓信大臣ノ認可ヲ得タル工事ノ場合ニ限ル	正本ヲ逓信大臣へ 副本ヲ逓信局長へ	施行規則第二十一條
25. (乙) 同 備考 逓信局長ノ認可ヲ得タル工事ノ場合ニ限ル	逓信局長へ	施行規則第二十一條但書
26. (甲) 工事落成期限變更届 備考 事業開始期間ニ變更ヲ及ボササル場合ニ限ル	正本ヲ逓信大臣へ 副本ヲ逓信局長へ	同第十八條第三項、第四項
26. (乙) 同 備考 同上	逓信局長へ	同第十八條第三項
27. 事業開始期間伸長許可申請書 備考 事業地カニケ以上ノ管轄ニ屬スルトキハ夫レ々々副本ヲ提出スルコトヲ要ス	正本ヲ地方長官經由逓信大臣へ 副本ヲ逓信局長へ	命令書
28. (甲) 工事落成届 備考 事業地カニケ以上ノ管轄ニ屬スルトキハ夫レ々々副本ヲ提出スルコトヲ要ス	正本ヲ逓信大臣へ 副本ヲ逓信局長へ	施行規則第四十四條第一項第三項、第四項

備考 電報、電話又ハ口頭ニテ届出ヅルコトヲ得	28. (乙)同 備考 同上	施行規則第四十四條第一項 第三項
29. 火藥其ノ他爆發性物質ヲ製造又ハ設置スル場所ニ於ケル電氣工作物施設届	同	施行規則第四十五條、電氣工作物規程本則第一百五條
30. (甲)電氣工作物竣工明細書 備考 遞信大臣ノ認可ヲ受ケタル工事ニシテ検査吏員ノ派遣セラレタル場合ニ限ル	正本ヲ検査吏員經由遞信大臣へ 副本ヲ遞信局長へ	施行規則第四十九條第一項 第三項
30. (乙)同 備考 遞信大臣ノ認可ヲ受ケタル工事ニシテ検査吏員ノ派遣セラレタル場合ニ限ル	正本ヲ直接遞信大臣へ 副本ヲ遞信局長へ	同第四十九條第一項但書、 第三項
30. (丙)同 備考 遞信局長ノ認可ヲ受ケタル工事ニシテ検査吏員ノ派遣セラレタル場合ニ限ル	検査吏員經由 遞信局長へ	同第四十九條第四項

30. (丁)同 備考 遞信局長ノ認可ヲ受ケタル工事ニシテ検査ヲ經ズシテ使用認可證ヲ交付セラレタル場合ニ限ル	遞信局長へ	同
31. (甲)落成電氣工作物検査吏員ノ命ニ依ル改修工事落成届 備考 遞信大臣ノ認可ヲ得タル工事ノ場合ニ限ル	正本ヲ遞信大臣へ 副本ヲ遞信局長へ	同第四十六條第三項
31. (乙)同 備考 遞信局長ノ認可ヲ得タル工事ノ場合ニ限ル	遞信局長へ	同
32. 事業開始届 備考 遞信局長ノ認可ヲ得タル工事ノ場合ニ限ル	正本ヲ遞信大臣へ 副本ヲ地方長官及遞信局長へ	同第六十六條第四號
33. 電氣事業報告書	遞信大臣へ	同第六十四條
34. 起業日論見書又ハ工事設計書中ノ事項變更許可申請書 備考 工事施行ノ認可ヲ得タル後工事設計書中第四號乃至第七號ノ事項ノミヲ變更	正本ヲ遞信大臣へ 副本ヲ地方長官及遞信局長へ	同第六條、第十一條 法第十四條ノ二 施行規則第三十六條ノ二

<p>セムトスル場合ハ第十八條ノ規定ニ依リ工事設計明細書中ノ事項變更認可申請書トシテ正本ヲ逓信大臣ヘ副本ヲ逓信局長ヘ提出スヘキモノトス</p>	
35. 起業目論見書中事項 工事設計書變更届 (商號又ハ名稱、主タル 事務所ノ設置地平面圖、 事業資金ノ總額及其出資 ノ方法等)	同 施行規則第七條
36. 工事費概算書變更届 備考 同上	同
37. 事業上ノ收支概算書變更届 備考 同上	同
38. 發電水力使用變更届 備考 同上	同
39. 受電契約變更届 備考 同上	同

備考 同上	
40. 定款組合契約書變更届 備考 同上	同
41. 地方鐵道免許軌道敷設特許變更届 備考 同上	同
42. 工事設計明細書中事項變更認可申請書 備考 同上	正本ヲ逓信大臣ヘ 副本ヲ逓信局長ヘ 施行規則第十八條第一項 第四項 同第六條第二項
43. 電氣鐵道直接附帶設備變更認可申請書 備考 同上	同 同第十八條第二項、第四項
44. (甲)電線延長、増設、短縮、位置變更申請書 備考 事業開始地域内ノ高壓又ハ低壓電線ニ關スルモノニシテ既に認可ヲ得タル設計ニ依ル場合ハ認可ヲ要セス	同 同第十九條第一項、第三項
44. (乙)同	逓信局長ヘ 同

備考 一、同上 二、逓信局長ノ認可ヲ得タル工事ノ場合ニ限ル		45. 軌道 (延長、増設、縮小、位置變更)認可申請書 正本ヲ逓信大臣へ 副本ヲ逓信局長へ	同
46. 電線路 (延長、増設、短縮、位置變更)届	逓信局長へ	備考 事業開始地域内ニ於テ既認可ノ設計ニ依リ高壓及低壓電線路ヲ變更スル場合ニ限ル	同第十九條第一項但書、第二項、第三項
47. (甲)電氣事故届(電報電話) (乙)同 (書面)	逓信大臣、逓信局長及所轄警察官署へ		同第六十五條 電氣事故届出規程第一條第一項但書
48. 事業(一部)休止許可申請書	地方長官へ		施行規則第五十七條
49. 事業休止届	正本ヲ逓信大臣へ 副本ヲ地方長官及逓信局長へ		同第六十六條第四號

50. 送電中止豫告書	關係需用者へ		同第五十八條
51. 一時(受電供給)認可申請書	逓信局長へ	備考 一ヶ月以内受給スル場合ニ限ル	同第二十條ノ二
52. 一時(受電供給)工事落成届	同	備考 電報、電話、又ハ口頭ヲ以テ届出ヅルコトヲ得	同第四十四條第二項、第三項
53. (甲)復舊工事落成届 備考 同上	正本ヲ逓信大臣へ 副本ヲ逓信局長へ		同第四十四條第二項、第三項、第四項
53. (乙)同 備考 同上	逓信局長へ		同第四十四條第二項、第三項、第四十八條
54. (甲)電氣工作物竣工明細書 (中)事項變更届 備考 検査吏員ノ派遣セラレタル場合ニ限ル	正本ヲ検査吏員經由逓信大臣へ 副本ヲ逓信大臣へ		同第四十九條第二項、第三項

54. (乙)同	備考 検査ヲ經ズシテ使用認可證ヲ交付セラレタル場合竝ニ落成工作物カ使用認可證ヲ受ケズシテ使用シ得ルモノナルトキニ限ル	正本ヲ直接逓信大臣へ 副本ヲ逓信局長へ	同
54. (丙)同	備考 逓信局長ノ認可ヲ得タル工事ニシテ検査吏員ノ派遣セラレタル場合ニ限ル	検査吏員經由 逓信局長へ	同第四十九條第二項、第四
54 (丁)同	備考 逓信局長ノ認可ヲ得タル工事ニシテ検査ヲ經ズシテ使用認可證ヲ交付セラレタル場合竝ニ落成工作物カ使用認可證ヲ受ケズシテ使用シ得ルモノナルトキニ限ル	逓信局長へ	同
55	主任技術者代務者選任届	同	同四十二條
56	社債發行届	正本ヲ逓信大臣へ 副本ヲ地方長官へ	同第六十七條
57	借入金届	同	同

58.	電氣事業讓渡認可申請書	正本ヲ逓信大臣へ 副本ヲ地方長官及逓信局長へ	施行規則第八條、第十一條
備考	當事者連署スルヲ可トス		
59.	電氣事業讓渡終了届	同	同第九條、第十條ノ二、第十一條
備考	存続事業者ヨリ届出ヅベキモノトス		
60.	電氣事業相續届	同	同第九條第二項第十一條
61.	會社合併認可申請書	同	同第十條第十一條
備考	當事者ノ連署ヲ可トス		
62.	會社合併終了届	同	同
備考	存続會社ヨリ届出ヅベキモノトス		
63.	電氣事業以外ノ事業兼營認可申請書	同	命令書

64.	電氣供給規程外供給届 備考 其ノ都度届出ヲ要ス	同	電氣供給規程届出規則、第三條、第五條第二項、第七條
65.	他ノ電氣事業者ニ對スル電氣供給契約書届	同	同第四條第一項、第七條
66.	他ノ電氣事業者ニ對スル電氣供給契約變更届	同	同第四條第二項、第六條、第七條
67.	電氣事業廢止届	同	施行規則第六十六條第四號
68.	電氣事業法準用事業認定申請書	同	明治四十四年八月勅令第二百三十七號電氣事業法準用ニ關スル規則第一條、第四條
69.	電氣事業法準用事業計畫變更認可申請書	同	電氣事業法準用ニ關スル規則第三條第一項、第四條、第六條第一項、第二項
70.	計畫書中事項變更届 備考 認可事項ト關聯スル場合ハ認可申請書ニ記載スルコトヲ要ス本届出ハ單獨ニ	同	同第三條第二項、第四條、第六條第三項

變更スル場合ニ限ル

71.	第一種 自家用電氣工作物施設届	逓信局長へ	自家用規則 第三條第一項、第四條
72.	第二種 (甲)自家用電氣工作物施設認可申請書 備考 特別高壓又ハ五百「キロワット」以上ノ高壓ナルトキニ限ル	正本ヲ逓信大臣へ 副本ヲ逓信局長へ	同第三條第三項、第四條
72.	(乙)同 備考 低壓又ハ五百キロワット未滿ノ高壓ナルトキニ限ル	逓信局長へ	同第三條第二項、第四條
73.	(甲)自家用電氣工作物主任技術者選任届 備考 逓信大臣ノ認可ヲ得タル第二種ニ限ル (乙)同	逓信局長經由逓信大臣へ 逓信局長へ	同第八條 同
74.	第一種及逓信局長ノ認可ヲ得タル第二種ニ限ル (甲)自家用電氣工作物主任技術者兼務認可申請書	逓信局長經由逓信大臣へ	同

備考	遞信大臣ノ認可ヲ得タル第二種ニ限ル	
74. (乙)同	遞信局長へ	同
備考	第一種及遞信局長ノ認可ヲ得タル第二種ニ限ル	
75. (甲)自家用電氣工作物 (落成期限變更届)	正本ヲ遞信大臣へ 副本ヲ遞信局長へ	自家用規則 第五條第二項
備考	遞信大臣ノ認可ヲ得タル第二種ニ限ル	
75. (乙)同	遞信局長へ	同
備考	遞信局長ノ認可ヲ得タル第二種ニ限ル	
76. (甲)自家用電氣工作物 (落成)	正本ヲ遞信大臣へ 副本ヲ遞信局長へ	自家用規則第十條
備考	遞信大臣ノ認可ヲ得タル第二種ニ限ル	
76. (乙)同	遞信局長へ	同
備考	遞信局長ノ認可ヲ得タル第二種ニ限ル	
77. 自家用電氣工作物竣工明細書届	30. (甲)(乙)(丙)(丁)電氣事業者ノ 場合同シ	自家用規則第十一條第三項
備考	第二種ニ限ル	

78. (甲)同	電氣使用開始届	正本ヲ遞信大臣へ 副本ヲ遞信局長へ	同第十二條
備考	遞信大臣ノ認可ヲ得タル第二種ニ限ル		
78. (乙)同	遞信局長へ	同	
備考	第一種及遞信局長ノ認可ヲ得タル第二種ニ限ル		
79. 施第一種自家用電氣工作物 設置變更届	同	自家用規則 第五條第一項	
80. (甲)第二種自家用電氣工作物 (施設變更認可申請書)	正本ヲ遞信大臣へ 副本ヲ遞信局長へ	同	
備考	自家用規則第三條第三項ニ該當スル場合ニ限ル		
80. (乙)同	遞信局長へ	同	
備考	自家用規則第三條第二項ニ該當スル場合ニ限ル		
81. 自家用電氣工作物 發電水力使用變更届	遞信大臣ノ認可ヲ得タル モノナルトキハ 正本ヲ遞信大臣へ 副本ヲ遞信局長へ	自家用規則 第五條第二項	
82. 同	受電契約變更届	第一種又ハ遞信局長ノ認可ヲ得タル第二種ナルト キハ遞信局長へ	同

<p>備考 認可ヲ受クベキ事項ト關聯スル場合ハ其ノ認可申請書ニ記載スルコトヲ要ス 本届出ハ認可事項ニ影響ナキ場合ニ限ル</p>	<p>83. 電線路(延長、増設、短縮)設置、位置變更申請書 同</p>	<p>自家用規則 第六條第一項</p>
<p>備考 使用開始後同一地域内ニ於テ既認可ノ設計ニ依リ低壓又ハ高壓電線路ヲ變更 スル場合ヲ除ク</p>	<p>84. 電線路(延長、増設、短縮)位置變更届 遞信局長ヘ</p>	<p>同第六條第一項但書、第二項</p>
<p>備考 使用開始後同一地域内ニ於テ既認可ノ設計ニ依リ低壓又ハ高壓電線路ヲ變更 スル場合ニ限ル</p>	<p>85 自家用電氣工作物 使用休止届 78. (甲)(乙)使用開始届ノ場合 同</p>	<p>同第十二條</p>
<p>備考 一ヶ月以内受給ノ場合ニ限ル</p>	<p>86. 同 一時(受電供給)認可申請書 遞信局長ヘ</p>	<p>同第七條ノ二</p>

<p>87. 同 一時(受電供給)工事落成届 同</p>	<p>同</p>	<p>同第十條</p>
<p>88. (甲)同 復舊工事落成届 備考 遞信大臣ノ認可ヲ得タル第二種ニ限ル</p>	<p>正本ヲ遞信大臣ヘ 副本ヲ遞信局長ヘ</p>	<p>同</p>
<p>88. (乙)同 備考 遞信局長ノ認可ヲ得タル第二種ニ限ル</p>	<p>遞信局長ヘ</p>	<p>同</p>
<p>89. 自家用電氣工作物 竣工明細書中事項變更届 備考 第二種ニ限ル</p>	<p>54. (甲)(乙)(丙)(丁)電氣事業者ノ 場合ニ同シ</p>	<p>自家用規則 第十一條第三項</p>
<p>90. 同 電氣事故届 備考 第二種ニ限ル</p>	<p>大體47(甲)(乙)電氣事業者ノ 場合ニ同シ</p>	<p>同第十一條第二項、 電氣事故届出規程</p>
<p>91. 發電水力地點流量調表届 備考 一地點二千馬力以上ノ水力使用者又ハ遞信大臣ノ特ニ指定シタル施設者ニ限 ル</p>	<p>遞信局長經由遞信大臣ヘ</p>	<p>自家用規則 第十一條ノ二</p>

109.	108.	107.	106.	105.	104.	103.	102.	101.
發電水力使用許可願書	發電水力地點調查圖表類 副本交付申請書	私設電信廢止届	私設電信繼承届	私設電信讓渡届	私設電信讓渡許可願書	私設電信工事設計變更届	私設電信工事落成届	私設電信線添架認可願書
地方長官へ	逓信大臣へ	同	同	同	同	同	同	逓信局長經由逓信大臣へ
則各地方廳ニ於テ定メタル規則	則發電水力調查圖表類交付規則	私設電信規則第十條	同	同	同第九條第二十四條	同第七條第二項、第二十四條	同第七條第一項、第二十四條	同第十三條ノ二

100.	99.	98.	97.	96.	95.	94.	93.	92.
私設電信(又ハ電話)制限外架設認可願書	私設電信落成期限變更許可願書	私設電信變更許可願書	私設電信施設願書	廢止届	同施設者代表者名義變更届	同施設者名義變更届	同主任技術者代務者選任届	同自家用電氣工作物主任技術者變更届
逓信局長へ	同	同	逓信局長經由逓信大臣へ	同	同	78.(甲)(乙)使用開始届ノ場合	逓信局長へ	73.(甲)(乙)選任届ノ場合ニ同
私設電信規則第十三條	同	同第六條、第二十四條	私設電信規則第四條、第五條、第二十四條	同	同	同第十二條	同第八條	同第八條

(乙) 電氣事業經營許可申請書記載例

電氣事業經營許可申請書

某共(電氣事業者ニ非ザル既設會社ノ場合)別紙記載ノ起業計畫ニ依リ電氣事業法第一條第一號(又ハ第二號)ノ電氣事業ヲ經營仕度候ニ付御許可被成下度電氣事業法施行規則第一條ニ依リ關係書類圖面相添ヘ及申請候也

大正 年 月 日

(イ) 發起人連署ノ場合

「某」電氣(又ハ「某」電氣鐵道)株式會社發起人

「何」府「何」市「何」町大字「何」番地

何 之 誰 印

以下發起人全部連署ノコト

(ロ) 委任狀ヲ添ヘ總代人ニ依テ申請ノ場合

「某」電氣(又ハ「某」電氣鐵道)株式會社發起人

「何」府「何」市「何」町大字「何」番地

何 之 誰

以下發起人全部ノ住所氏名列記ノコト

右總代人 何 之 誰 印

(ハ) 電氣事業者ニ非ザル既設會社ノ場合

「何」府「何」市「何」町大字「何」番地

會社印 「某」株式會社

右代表者(專務取締役) 何 之 誰 印

逓信大臣何之誰殿

(附屬書類一) 起業目論見書

一、商號又ハ名稱及主タル事務所ノ設置地

商號 「某」電氣(又ハ「某」電氣鐵道)株式會社
主タル事務所 「何」府「何」市「何」郡「何」町大字「何」番地
 「何」縣「何」郡「何」村大字「何」番地

二、目的 (電氣事業法第一條第一號ノ電氣事業經營)
 (許可申請ノ場合ニ限リ記載ヲ必要トス)

電燈ノ供給(又ハ電力ノ供給若ハ電燈及電力ノ供給等)及電氣器具ノ貸付販賣
(炭化石灰、燐、曹達、銑鐵……ノ製造及販賣業ヲ兼營ス其ノ事業ノ大要ハ事業上
ノ收支概算書ニ備考トシテ記載ス)

二、電氣鐵道ノ種類 (電氣事業法第一條第二號ノ電氣事業經營)
 (許可申請ノ場合ニ限リ記載ヲ必要トス)

地方鐵道(又ハ軌道若ハ「何」地「何」地間地方鐵道「何」地「何」地間軌道等)
(電氣索道、電氣製材……事業ヲ經營ス其ノ事業ノ大要ハ事業上ノ收支概算書ニ備考
トシテ記載ス)

三、供給區域 (電氣事業法第一條第一號
 ノ電氣事業ノ場合ニ限ル)

「何」府「何」市「何」町(電燈及電力供給)

同 府 同 郡 同 町(電燈ノミ供給)

同 府 同 郡 同 町(電力ノミ供給)

同 府 同 郡 同 町大字「何」 (行政區畫ニ依ラザルハ別紙記載ノ如キ
 特殊ノ事由アルニ因ル)

平面圖 別紙第一號圖ノ通 注意 本圖ハ陸地測量部發行五萬分ノ一地形
 圖ヲ使用スルヲ便トス

三、電氣鐵道ノ起點及終點並其ノ巨長 (電氣事業法第一條第二號
 ノ電氣事業ノ場合ニ限ル)

起點 「何」府「何」市「何」町大字「何」番地先

終點 「何」府「何」市「何」町大字「何」番地先

巨長 「何」哩「何」鎖「何」節

平面圖 一、別紙第一號圖甲(縮 尺)ノ通
 二、二萬分ノ一

四、事業資金ノ總額及其ノ出資ノ方法 (縮 尺)ノ通
 二、二「何」地ハ市街地ニ付別紙第一號圖乙

會社ノ資本金 「何」萬圓
 內

電氣事業用 「何」萬圓

兼營事業用 「何」萬圓

出資ノ方法 株式總數ヲ「何」株、一株ノ金額ヲ「何」圓トシ總株式ノ内何分ノ一(又

ハ「何」株ヲ發起人ニ於テ引受ケ殘餘「何」株ヲ公募シ第一回ニ「何」圓ヲ拂込ミ事

業ノ進捗ニ伴ヒ逐次全額ノ拂込ヲナスモノトス)(又ハ一時ニ全額拂込ヲナスモ

ノトス

(附屬書類ニ) 工事設計書 (火力豫備發電所一、水力常用發電所一、受電地點

一、甲發電所、變電所、蓄電所ノ名稱及位置

甲發電所 「何」府「何」市「何」町大字「何」何「何」番地

乙發電所 「何」縣「何」市「何」町大字「何」何「何」番地

癸變電所 「何」府「何」市「何」町大字「何」何「何」番地

壬蓄電所 「何」縣「何」市「何」町大字「何」何「何」番地

(乙) 供給者及受電地點

供給者 丙電氣株式會社

受電地點 「何」府「何」市「何」町大字「何」何「何」番地丙電氣株式會社「何」發

電所内(又ハ何變電所内)

二、發電所、變電所、蓄電所相互間ヲ連絡スル送電線路並發電所、變電所、蓄電所ヨリ

供給區域又ハ電氣鐵道線路ニ達スル電線路ノ經過地名

(イ) 甲發電所乙發電所間

「何」縣「何」市「何」町

(ロ) 乙發電所癸變電所間

「何」縣「何」市「何」町

(ハ) 癸變電所壬蓄電所間

「何」府「何」市「何」町

(ニ) 甲發電所(又ハ癸變電所、壬蓄電所等)ヨリ供給區域(又ハ電氣鐵道線路)ニ達

スル電線路ノ經過地名

「何」府「何」市「何」町

平面圖 別紙第一號圖ニ記載シテ之ヲ兼用ス

三、發電所、變電所、蓄電所相互間ノ送電系統 別紙第二號圖ノ通
四、(甲) 電氣方式

甲發電所 高壓交流三相三線式

乙發電所 高壓交流三相三線式
特別高壓交流三相三線式

癸變電所 高壓交流三相三線式
特別高壓交流三相三線式

壬蓄電所 高壓交流三相三線式
低壓交流單相二線式

甲發電所間送電線路 高壓交流三相三線式
乙發電所間送電線路 特別高壓交流三相三線式

癸變電所間送電線路 高壓交流三相三線式
壬蓄電所間送電線路 高壓交流三相三線式

受電地點 特別高壓交流三相三線式
特別高壓交流三相三線式

(乙) 周波數

五十「サイクル」(又ハ六十「サイクル」) 注意 附近大事業者ノ周波數ト同様ニスルヲ可トス

(丙) 送電線ノ最大電壓

甲乙發電所間 三千三百「ヴォルト」

乙發電所癸變電所間 六萬六千「ヴォルト」

受電地點癸變電所間 二萬二千「ヴォルト」

癸變電所壬蓄電所間 三千三百「ヴォルト」

(丁) 配電線ノ最大電壓(二種以上アルトキハ列舉スルヲ要ス)

高壓 三千三百「ヴォルト」

二千二百「ヴォルト」

低壓 二百十「ヴォルト」

電燈用 百五「ヴォルト」

(戊) 需用者ノ端子電壓

五、「キロワット」數

高 他ノ事業者又ハ自家用 } 三千「ヴォルト」
 電氣工作物施設者へ供給用 } 二千「ヴォルト」
 低 電 燈 } 百「ヴォルト」
 動 力 } 二百「ヴォルト」

常用 最大 一萬四千「キロワット」 } 注意 } 最大最小ノ區別ナキモノナルト
 最小 一萬「キロワット」 } } キハ發電所及受電地點ノ常用出
 } } 力ノ合計ヲ記載スベキモノトス

豫備 二千「キロワット」

甲發電所ノ出力(豫備) 二千「キロワット」

乙發電所ノ出力(常用)

常時(沸水時) 最大出力 九千「キロワット」 (繼續時間午後六時ヨリ)
 出力(ニ於ケル) 平均(續)出力 八千「キロワット」 (夜半マデ六時間)
 季節(何月ヨリ) 最大出力 一萬二千「キロワット」 (繼續時間「何」時ヨリ)
 出力(何月マデ) 平均(續)出力 九千「キロワット」 (「何」時マデ「何」時間)
 (何ヶ月間)

六、電線路ノ種類

(イ) 送電線路 架空線
 (ロ) 配電線路 架空線及地中線

七、電氣鐵道方式

直流(又ハ交流單相)
 六百六十「ヴォルト」

季節最大出力ト常時平均出力トノ差四千「キロワット」ハ何時送電ヲ停止若ハ
 制限スルコトアルモ支障ナキ特殊ノ使用ニ充ツ
 受電地點ノ出力(常用) 二千「キロワット」 (受電時間晝夜) 別紙契約書謄本ノ通
 癸變電所ノ出力 一萬四千「キロワット」
 壬蓄電所ノ出力

蓄電池ノ放電容量 「何」「キロワット」時
 蓄電池ノ放電時間 「何」時間
 蓄電池ノ箇數 「何」箇

架空單線式(又ハ架空複線式、暗渠單線式、暗渠複線式、第三軌條式、表面接觸式等)

八、原動力

(イ) 甲發電所 汽力(又ハ瓦斯力)「何」馬力
 (ロ) 乙發電所 水力 注意(一年ヲ通シ一定不動ノ水量ヲ使用スル場合ハ水量及馬力數ヲ區別記載スルノ要ナシ)

河川名「何」川水系「何」川

使用水量 平水時 最大一秒時間「何」立方尺 最小一秒時間「何」立方尺
 渴水時 最大同 「何」立方尺 最小同 「何」立方尺
 有効落差 「何」尺

理論馬力數 平水時 最大「何」馬力 最小「何」馬力
 渴水時 最大「何」馬力 最小「何」馬力

年 月 日 擔當技術者 何 之 誰(印)

(附屬書類三)

工事費概算書

第一號様式ニ依リ 調製スルコトヲ要ス

(附屬書類四)

事業上ノ收支概算書

第二號様式ニ依リ 調製スルコトヲ要ス

(附屬書類五) 需用見込高調書

町村名	戸數	人口	電燈需用見込數			電力需用見込高	備考
			何燭光	何燭光	何燭光		
「何」町	「何」戸	「何」人	「何」燈	「何」燈	「何」燈	「何」馬力	戸數人口ニ比シ需用ノ著シク大ナルハ「何々」ニ因ル
「何」村	「何」戸	「何」人	「何」燈	「何」燈	「何」燈		
「何」村	「何」戸	「何」人	「何」燈	「何」燈			
合計	「何」戸	「何」人	「何」燈	「何」燈	「何」燈	「何」馬力	

(附屬書類六) 發電水力使用ニ關スル事項書

乙發電所ノ原動力トスル「何」川水力使用ニ關シテハ大正「何」年「何」月「何」日「何」府知事宛ニ許可願書ヲ提出致候(又ハ乙發電所ノ原動力トスル「何」川水力使用ニ關シテハ大正「何」年「何」月「何」日「何」府知事ヨリ別紙許可書並命令書謄本ノ通許可相受申候)

(附屬書類七) 電力受給契約書ノ謄本 (記載例) (省略)

(附屬書類八) 定款ノ謄本(又ハ組合契約書ノ謄本) (記載例) (省略)

(附屬書類九) 會社登記簿、定款、株主總會又ハ社員ノ議事録及決議録ノ謄本

(電氣事業者ニ非ザル既設ノ會社ガ申請スル場合ニ限ル)

(附屬書類十) 電氣事業經營ニ關スル府縣市區町村會決議書ノ謄本 (公共團體ガ申請スル場合ニ限ル)

(附屬書類十一) 地方鐵道(又ハ軌道)ニ關スル事項書 (電氣事業法第一條第二號ノ電氣事業ノ經營許可申請ノ場合ニ限リ)

地方鐵道(又ハ軌道)ノ敷設ニ關シテハ大正「何」年「何」月「何」日鐵道大臣(又ハ鐵道大臣内務大臣)宛ニ願書ヲ提出致候(又ハ地方鐵道)又ハ軌道」ノ敷設ニ關シテハ大正「何」年「何」月「何」日「何」大臣ヨリ別紙免許狀及命令書又ハ特許狀及命令書等」謄本ノ通許可相

受申候)

附 錄 終

電氣事業所在地圖

(大正七年八月末現在)

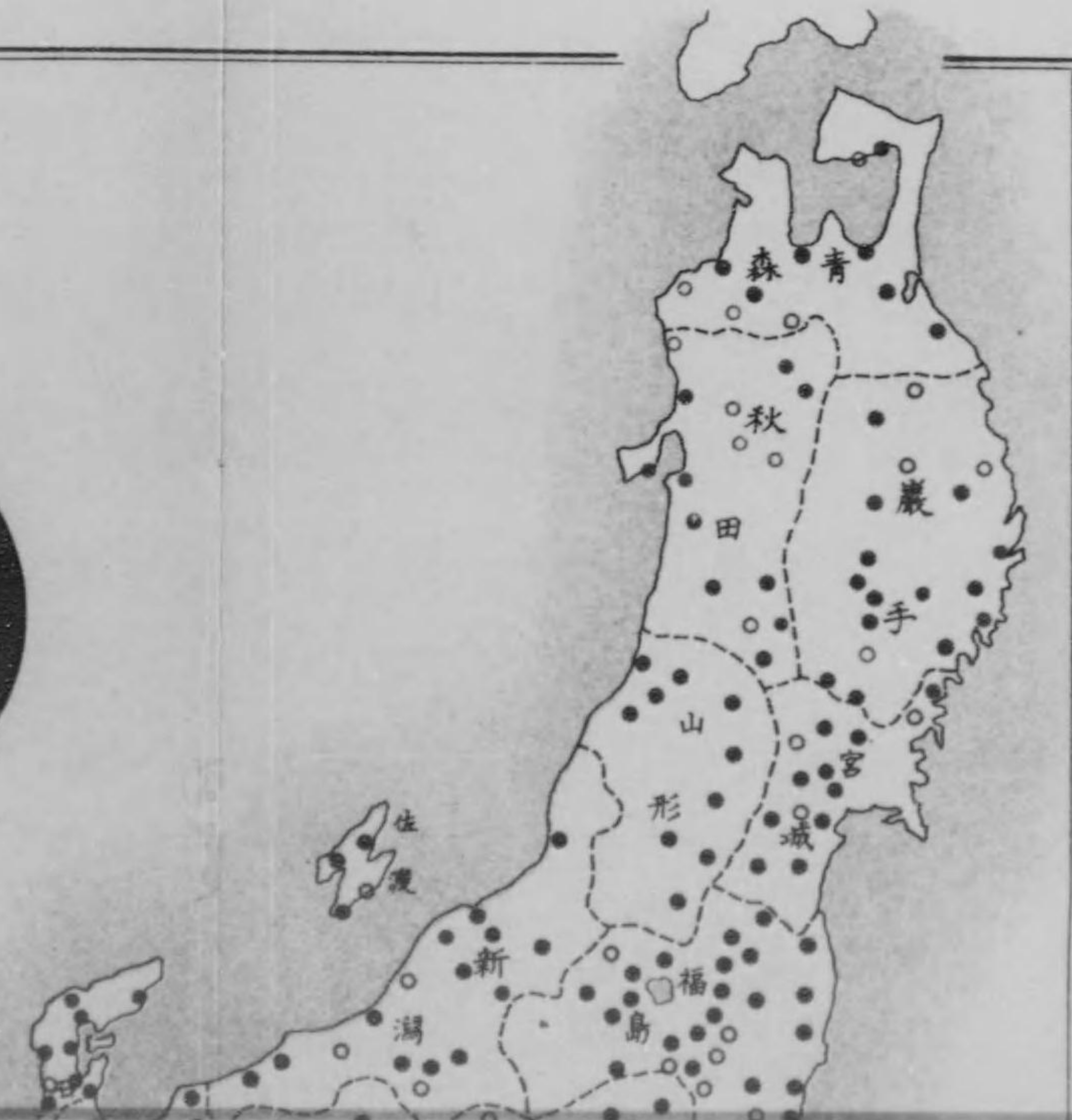
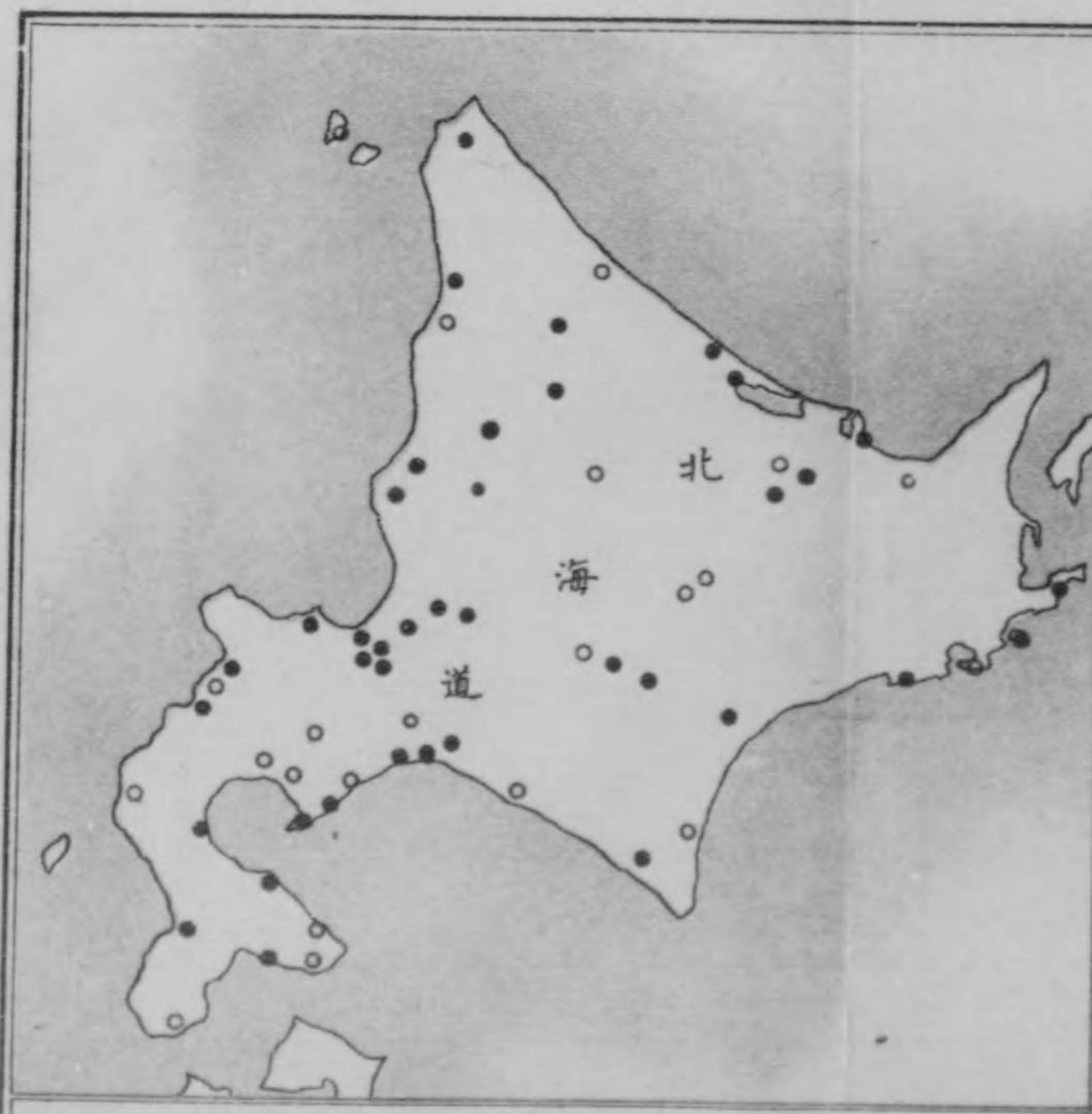
明治四十一年
369.180キロワット
(本管電力数中心)
(自家用も含む)



大正二年
1,021,732キロワット



大正七年
1,821,934キロワット



大正九年七月二十三日印刷
大正九年七月二十五日發行

定價金壹圓七拾錢

編輯人 遞信協會編輯部

發行人 西 邑 勤

印刷人 柴 田 孝 吉
東京市神田區旭町二十三番地

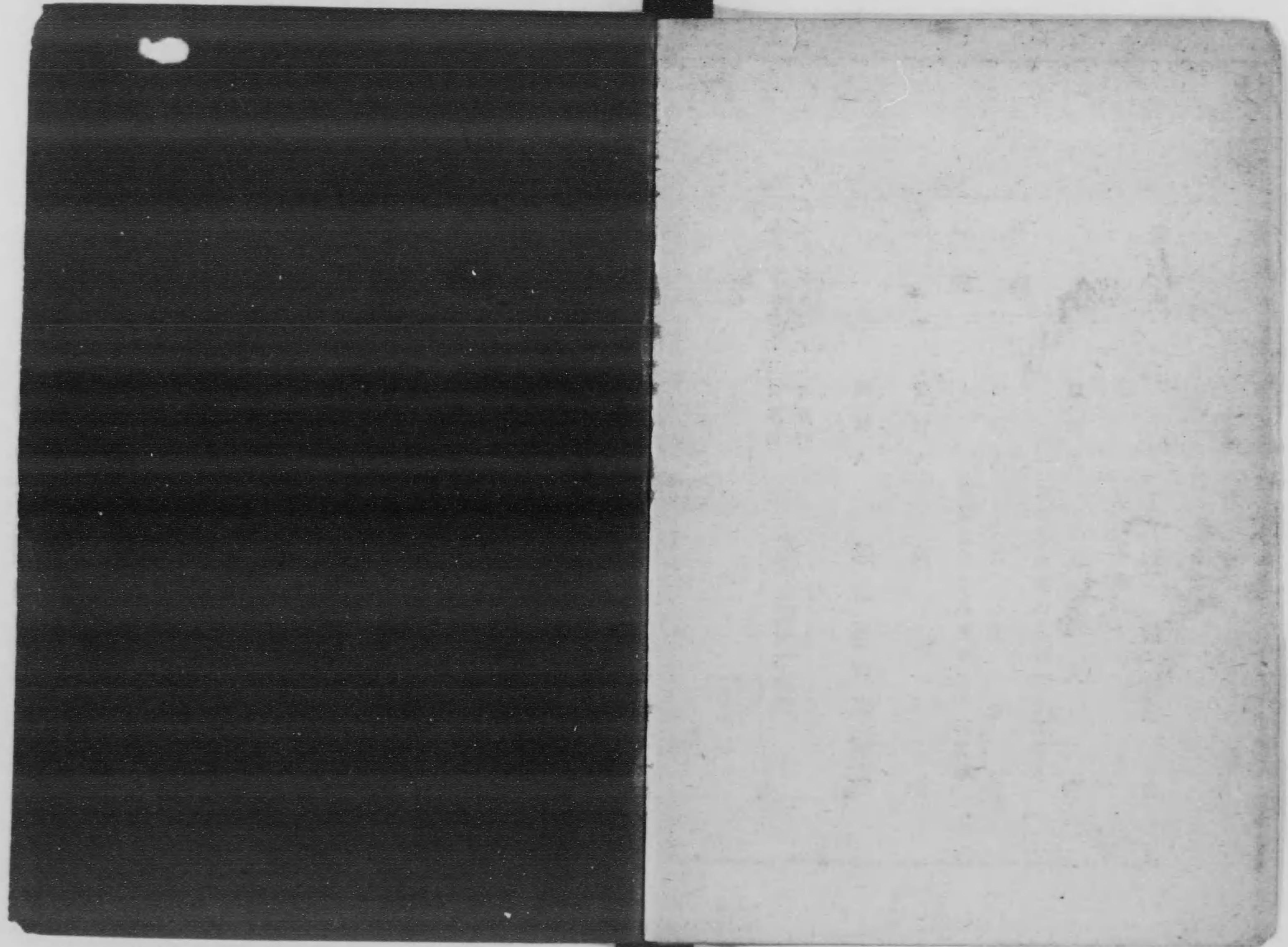
印刷所 正文 舍
東京市神田區旭町二十三番地

遞信省構内

遞信協會

發行所

複製
不許



388
328

終